別紙(二)

第二工場の完第十一号

一、第一工場の乳搾がトラックで運ばれるのだ
今日迄は数百の家庭の牛乳瓶を抱えて往来を往復して居た
第一工場の仕事を済ませてから数百の牛乳瓶を洗ふ事は非常な重労働だ
組合は第二工場の仕事をやる事を絶対反対する
行政官署の斡旋を要求する

別紙(三)

労働書記

一、組合は第二工場の斡旋を行ふ事
一、解雇者三名(宮本)三村を復職せしめる事
一、争議中の賃金は全額支給する事
一、争議費用は全額会社側で負担する事

昭和五年八月十九日

労働組合代表者 大原八二十
会社代表者 松岡虎一
吉野勇三郎

別紙(四)

労秘第二七三四号

昭和五年八月十九日

警視総監 丸山鶴吉

内務大臣安達謙蔵殿
社会局長官殿

本所木工所労働争議(発生)ニ関スル件

標記ノ件ニ関シ本日午前十時ノ手当ヲ以テ工場所属ノ大工
八名ハ大森警察署ニ出頭ヲ求メラレ経営者側ノ
代表者ト共ニ署長ノ斡旋ヲ受ケタル処双方要求ヲ
固執シテ譲ラズ遂ニ協定ニ至ラズ

標記ノ工場ニ於ケル本月十一日労働争議発生以来ノ状況次ノ如シ

記

55.8.16
争/557